

2021年9月15日

シエラレオネ – 微粉鉄鉱石貨物の輸送と液状化リスク (Sierra Leone – Carriage of Iron Ore Fines Cargoes – Liquefaction Risk)

シエラレオネからの微粉鉄鉱石

本Circularについては、特定の積出港からの鉱石輸送に起因するリスク(貨物の液状化の可能性や積出港での規制監督による見落としなど)に関する以前のCircular([2011年1月](#)および[2012年5月](#)発行)も併せてご参照ください。現在、微粉鉄鉱石の輸送リスクへの懸念が高まっており、特にシエラレオネ地域で鉄鉱山の操業が段階的に再開されていることで、同国ペペル港から当該貨物を積載・輸送する船舶のリスクが懸念されています。

国際P&Iグループが把握している情報では、ペペル港から出荷予定の微粉鉄鉱石貨物の一部が覆いのない状態で長期にわたって野積みされており、雨期になると液状化リスクにさらされているとのことです。また、同港から出荷予定の一部の貨物は、輸出用には品質が低すぎると見なされ、長期にわたって覆いのない状態で野積みされていたとの情報も確認しています。こうした貨物は現在、輸出用とするためにより高品質の素材とブレンドされるようになっています。

ペペル港積みの微粉鉄鉱石は、含水量が多い場合に液状化するおそれがありますのでご注意ください。含水量が14%を超えると、液状化リスクは非常に大きくなります。この地域の微粉鉄鉱石の含水量は通常、雨期には13~16%となります。また、乾期になると野積みされた貨物の上面は比較的乾いているように見えますが、深層部分は全体的に湿っています。そのため、荷送人が貨物を入念に監視し、野積みと水分除去が必要な部分を確認したうえで、安全に輸送できる部分から切り離すことが重要です。

また、同港で積載される微粉鉄鉱石貨物について荷送人が提出する申告書やテスト証明書には、これまで不審点や矛盾点が見つかったため、この点にもご注意ください。これは、一部の荷送人が出荷予定の貨物の安全特性を適切に評価・理解していない表れとも考えられます。当該貨物のチェックテスト(缶テスト)を行う際も、正しく判断しないと誤解を招く結果が出てしまうおそれがあります。缶内の表面水の有無だけを根拠に貨物の積載可否を判断しないよう、注意が必要です。

そのため、同港で微粉鉄鉱石を積載する場合は、出荷貨物の物理的・化学的特性に関する最新の有効かつ正確な情報を荷送人から入手することが不可欠です。液状化の可能性のある貨物の含水量と輸送許容水分値をテスト・分析するための要件と手順が守られているかを確認することは、荷送人の責任となります。荷送人と船長の責任については、以前のCircular([2011年1月](#)および[2012年5月](#)発行)をご参照ください。

書類上の矛盾や懸念点を早期に見つけることが、積載前に迅速に解決策を講じ、結果的に遅延を最小限にとどめる鍵となります。メンバーにおかれましては、問題が発生した場合でも早めに対応できるよう、積載まで十分な時間があるうちに荷送人から申告書とテスト証明書を取得するようにしてください。同港から出荷される微粉鉄鉱石貨物の積載に懸念がある場合は、クラブにご相談ください。

固体ばら積み貨物輸送の液状化リスク

鉱石貨物の液状化は他の積出港でも依然として大きな懸念事項となっています。特定の港で積載される鉱石貨物の液状化に起因するリスクの見極めと、そのような貨物の積載時に講じるべき対策については、以下に挙げたものを中心に、以前のCircularをご参照ください。



TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED
8th Floor, KDX Mita Building
3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
T: +81 (0) 3 3769 6781

14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building
3 Kaigan-Dori, Chuo-ku, Kobe 650-0024
T: +81 (0) 78 322 2731

britanniapandi.com

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION LIMITED, JAPAN BR
Authorised and regulated by the Financial Services Agency
T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION LIMITED
Registered Office: Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN, United Kingdom
Registered in England and Wales No.10340 | Authorised by the Prudential Regulation Authority
Regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

- 船長は、IMSBCコードに基づき、安全で規則に準拠した貨物に限り積載を許可するという義務を認識し、メンバーは、荷送人によって申告された貨物グループにかかわらず、微粒子を含むすべての貨物について、[2011年1月](#)発行のCircularに記載されている「推奨される予防策」に従わなければなりません。
- メンバーにおかれましては、[2012年5月](#)発行のCircularの「通知義務要件」を順守するよう改めてお願いいたします。インドネシアとフィリピンにおいてニッケル鉱を積載する船舶の確保・傭船を予定しているメンバーや既存の契約の下で船舶へのニッケル鉱貨物の積載指示を受けたメンバーは、可能な限り速やかにクラブに連絡してください。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

国際P&Iグループに加盟するすべてのクラブが同様のCircularを発行しています。

以上
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本Circularはすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。